

令和8年1月定例教育委員会 会議録

- 1 開催期日 令和8年1月28日（水）
開会 午後 2時27分
閉会 午後 3時50分

- 2 開催場所 さわやか交流館プルート 2階多目的ホール

- 3 出席者名 教育長 大 間 順 子
委 員（教育長職務代理者） 大 家 志 夫
委 員 小 林 由紀子
委 員 山 崎 与志雄
委 員 小 豆 竹 志

局 長 松 尾 美 樹
次 長 島 崎 俊 崇
次 長 龍 池 公 子

4 議 件

議案第1号 令和7年度 町就学援助費等の補助対象児童・生徒の認定について
議案第2号 障害等のため教育上特別の支援を要する者について（答申）

報告第1号 穴水小学校施設新築基本設計業務委託の設計者選定について

5 議事の経過について

教育長から、始業式の登校状況について報告後、前会議録の承認を得て、会議録署名員に大家委員及び、小豆委員を指名し、承認されました。

審議に入り、議案第1号から第2号、報告第1号について説明があり、質疑応答が行われ、決定並びに了承されました。

最後に、2月の定例教育委員会を2月27日金曜日開催と確認し、閉会しました。

* 主な質疑・応答等について

1月 定例教育委員会議事録

ー 教育長報告 ー

皆さん、お疲れ様です、よろしくお願いします。1月8日木曜日から、3学期がスタートしました。不登校に関してはこの後報告させていただきますが、学校長を中心に、子ども達が学校に足が向くように様々なアプローチをしております。お陰で、全く学校に出てこないという子どもがいない状況です。3学期のスタートについては以上です。

－ 議事 －

教 育 長 それでは、5 番議事をお願いします。

松 尾 局 長 6 ページをお開きください。議案 2 件と報告が 1 件あります。本日は沢山の資料をご覧いただくことになりますので、資料には左上に番号をふってあります。予めご承知おきください。それでは 7 ページです。議案第 1 号、令和 7 年度 町就学援助費等の補助対象児童・生徒の認定についてです。

（議案説明・質疑応答）

教 育 長 よろしいでしょうか。では、次をお願いいたします。

松 尾 局 長 それでは続きまして 8 ページをお願いします。議案第 2 号、障害等のため教育上特別の支援を要する者についての答申でございます。令和 7 年 1 2 月 3 日、穴水町教育支援委員会に対して審査を求めました、障害等のため教育上特別の支援を要する者の措置について、別紙のとおり答申がありましたのでご審議をお願いしたいと思います。

龍 池 次 長 （議案説明）

教 育 長 沢山の対象者がいますが、皆さんご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。

（質疑応答）

小 林 委 員 このことに関連した個人情報の取り扱いには注意していただきたいですね。

教 育 長 その通りですね、わかりました。

大 家 委 員 特別支援教育支援員の研修は実施されていますか。

教 育 長 穴水小学校の場合は、2 0 年近く勤務しているベテランの支援員の方から指導していただいているので、年数の経たない若い職員でも、実に自信を持って支援をできるようになっています。このことは、継続していきたいと思っています。

大 家 委 員 公務員になりますので、守秘義務や、組織としての立場等を確認する研修があればいいなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。この件に関して、他によろしいでしょうか。
では、次をお願いします。

松尾局長 それでは続きまして10ページをお願いします。報告第1号 穴水小学校施設新築基本設計業務委託の設計者選定についてです。

島崎次長 私の方から説明をさせていただきます。皆様のお手元の資料をご確認ください。資料3と、昨年もお配りしております穴水小学校建替の基本計画の概要版、そして緑色のファイルについては概要版ではなく基本計画の全てが入ったものになります。これらを、穴水町のホームページにアップしまして、先週の21日から設計者の公募を開始しております。

スケジュールについて説明させていただきます。資料3の2つ目、「穴水小学校施設新築基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」と書かれた資料をご覧ください。こちらは、今から事業者に応募してもらうための参加資格、スケジュール、それから選定の方法などについて書かれたものになります。2ページ目4番に参加資格がございます。今回の事業者選定については、一般的な金額競争による入札ではなく、事業者の実績や、技術力を見て選定をする流れになります。ですから、事業者には、それなりの実績や技術力を有するところに手をあげてもらいたいということでこのような参加資格を設けさせていただいております。

次に、3ページをご覧ください。6番には選定方法とスケジュールを載せてあります。今回のプロポーザルにつきましては、参加資格の確認をして、その上で一次審査、二次審査を経て設計者選定をいたします。まず参加資格を満たしているか確認をして、参加資格を満たしているところには、技術提案書を提出いただき、一次審査で5社程度に絞ります。次に二次審査で、提出資料の説明をいただき、こちらからヒアリングを行って、最終的には第1委託候補者と第2委託候補者を選定します。

その審査委員会というものを設けておりまして、4ページに掲載しております。委員は8名で、委員長は東洋大学名誉教授の長澤先生、副委員長は金沢大学の西野先生です。ほかに町議会副議長、商工会副会長、穴水小学校PTA会長、教育長、穴水小学校長、穴水中学校長に委員をお願いしまして、一次審査と二次審査を行っていただく予定としております。

これからのスケジュールとしましては、先ほど申し上げましたとおり1月21日から資料を公表して募集を開始しております。昨日27日、質問書の提出期限でしたが、業者から30数問の質問が届いています。それら質問に回答をつけて、2月3日にホームページに公表します。1月29日から30日までは、穴水中学校敷地について、事業者の現地見学会を実施します。次に、正式に今回のプロポーザルに参加を希望する事業者は、2月9日までに参加表明書、会社の実績、技術者の実績をつけたものを提出することとなっており、事務局の方で参加資格の確認を行います。その後、2月16日までに参加表明をした事業者に回答し、参加資格を満たしている事業者については、2月26日までに技術提案書というものを提出いただきます。2月26日以降は、各社の提出した技術提案書を審査委員の皆様にご採点をしていただきます。そして、3月9日に審査委員会にて5社以内を選定し、選定された5社については3月23日に集まっていただき、事前に提出いただいている技術提案書の説明、審

査委員との質疑応答を経て、最終的に契約者、次点契約者を決めていくという流れになります。

次に6ページをご覧ください。6ページは、技術提案書の提出にあたって、こういった視点で作成するかの説明になります。テーマ1からテーマ5、それから独自提案等、こちらからある程度課題を出しまして、施設の配置や、地域利用について等の提案をいただきます。

7ページをご覧ください。(9)ヒアリングの実施とありますが、二次審査の説明になり、3月23日に役場で行います。1提案者35分以内で、説明を15分、質疑応答を20分実施します。(11)の審査結果の通知については、一次審査二次審査の事業者に対する結果の通知について説明しております。

最後に9ページ、8番の委託限度額について、今回の基本設計業務委託の委託上限額、8,162万円について、ヒアリングで1番に選ばれた事業者と、この金額以内で契約をして基本設計に入っていくという流れになります。他の資料につきましては、今回のプロポーザルに関しての各書類の出し方について書かれた資料になりますので、説明は省略させていただきます。

簡単ではございますが、今回の報告については以上になります。

大 家 委 員 県内に限らず、全国の事業者を対象としているのですか。

島 崎 次 長 手の挙げ方は2パターンありまして、1者で応募する場合と、3者以内で共同企業体として応募する場合になります。1者の場合は、その事業者は県内の事業者であること、共同企業体の場合は、その内の1者が県内の事業者であることとしています。東京の会社が1者で応募してくるということはありません。他市町から聞きますと、例えば県外の事業者との打合せに際して、今はオンライン等の方法もありますが、対面でないと伝わりにくいこともあり大変だったそうです。頻繁に県外から出張を求めることもできませんし、県内に窓口があってほしいということで、こういう条件をつけさせていただきました。

教 育 長 他にいかがでしょうか。そうしましたら、またお時間のある時に資料をご覧ください。次をお願いします。

龍 池 次 長 資料4をご確認ください。その他(1)「いじめ・不登校について」ご説明します。

(詳細説明・質疑応答)

教 育 長 次をお願いします。

松 尾 局 長 その他(2)、穴水町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、お願いします。資料は5番になります。こちらをお話しする前に、前回の定例教育委員

会で教職員の残業についての話題があったかと思います。校長会の折に、各校に確認をしております。穴水小学校ですが、週に1回は3時下校にして業務の時間を取っているということです。業務に関することの持ち帰りはありません。しかし、教材研究については、もしかしたら自宅でしているかもしれないとのことです。向洋小学校は、1名の教員が45時間を超える残業をしています。持ち帰り等は無く、なるべく土日の午前中に終わるように、対応しているようです。それから穴水中学校は、校長によりますと、どうしても部活動がありますので、45時間超えの教員は小学校と比べると多くなってしまふとのことです。特にテニス部や卓球部、プラス、剣道部など活動が多い部活動の顧問をしている教員は、時間を超過してしまうとの報告を受けています。

それを踏まえまして、5番の資料の説明をさせていただきます。一番上についておりますのは文科省から出されました資料のコピーになります。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等、略して給特法と呼ばれているものになります。その一部を改正する法律の概要、これは昨年の6月に参議院の本会議で可決をされた内容になっています。趣旨は上に書いてあるとおり、公立の学校の教員の処遇改善をしましょう、そのためには教育委員会や学校も色々な取組を改めて行いましょうというものになります。下の概要という枠の中に大きく1番から3番までありますが、概要を大きく分けるとこの3つが、今回の改正の趣旨になっています。

まず1つ目は、学校における働き方改革の一層の推進ということで、(1)市町の教育委員会は、その実施の確保のための措置をすること、具体的には教員の業務量の適切な管理や健康福祉を確保するための措置として、それを数値化した計画を作ることとなっています。

(2)学校は、教育委員会が作ったものを踏まえ、自分の学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなるように進めることになっています。数字の2番、中段にあります「組織的な学校運営及び指導の促進」ということで、児童等の教育を司るとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする、とあります。主務教諭とは、いわゆる教諭と主幹教諭の間の役職を新たに作ったということです。これは、義務化ではなく新たに置くことができるということが概要の2つ目です。3つ目は、教員の処遇の改善です。(1)高度専門職にふさわしい処遇の実現ということで、よく給与のことが言われておりますが、今、4%から10%まで毎年1%ずつ段階的に引き上げています。令和13年度までには10%の調整額になるということが(1)に書かれ、(2)は、職務や勤務の状況に応じた処遇の実現ということで、学級担任をしている先生には3,000円を加算するなど、概要の3つ目については金銭的な改善になっています。一番下に施行期日を書いてございますが、1番と2番については令和8年4月1日から、3番については既に今年の1月1日からスタートしておりまして、3,000円の学級担任加算が1月からついています。

我々教育委員会がすべきことは、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置として、それを実施するための計画を作ることになっています。これは令和8年の4月1日施行ですから、今年度中に策定が必要です。次のページからは文科省が例示している、

ひな型になります。こういったものを県、市町村の教育委員会が作っていくことになります。ひな型の3ページを開きますと、計画の内容が5項目示されていまして、1番に計画の趣旨、特に穴水町の地域柄と現状も踏まえて作成し、次の2番に目標を定めます。時間外在校等時間の具体的な目標数値は必須項目になっておりまして、国の指針に定める上限等を踏まえることになります。

次に5ページ、3番の項目、計画の期間ですが、国も県も4年間としておりますので、穴水町も令和8年4月から令和12年3月までの4年間を計画期間とします。

続いて4番、実施する業務量管理・健康確保措置の内容ということで、これから具体的にどういうことに取り組むかということを決めていきます。6ページからは例が示されています。こういったものを取り入れながら業務の見直しを計画します。

最後が9ページになりますが、5番、関連する取組や今後のフォローアップについて示すことになります。例にもありますように、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年町のホームページで公表し、定例教育委員会で報告するなど、取組を定めて記載する、そういう計画になります。

現在、石川県の素案が示されましたので、穴水町もそれを踏まえまして、たたき台を作成させていただきます。スケジュールとしましては、2月定例教育委員会で皆様に素案をお示しして、お諮りをいただきたいと思います。それをもって、3月に策定し、4月に施行するという流れになりますので、2月に素案ができましたら皆様のお手元にお届けし、2月定例教育委員会でご意見をいただきたいと思います。以上です。

教 育 長 このことについてご質問はありますか。

大 家 委 員 計画の期間は4年間で、今年度中に定めて来年度から実施ということですね。

松 尾 局 長 はい、策定を3月に行い、実行は4月からになります。そして毎年度、総合教育会議に経過を報告しなさいという義務がありますので、毎年1回進捗を報告します。

大 家 委 員 その計画に基づいて4年間、実施状況や達成状況を報告して、5年目は、新しい計画を作ることになりますか。

松 尾 局 長 まだその指針は示されていませんが、おそらくそういった流れになるものと思われます。

小 林 委 員 学校の先生は何時から何時までの勤務になりますか。

大 家 委 員 学校によって違います。学校の実態において、例えばスクールバスや電車等の通学状況を踏まえ、学校長が判断します。

教 育 長 子どもが来る登校時間に合わせて決まっていますね。この件に関しては、説明のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。皆様のご意見もお聞きして、策定して参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

大 家 委 員 最後にもう 1 点確認をお願いします。これは学校に配付しますか。

松 尾 局 長 確実に学校にお伝えすることになります。

大 家 委 員 非常に気になるのは、業務の 3 分類の中の「学校以外が担うべき業務」は、誰が担うのかということです。役場、地域、保護者になるのか。部活にしても、どうやって解消していくのか、4 月からすぐを実施することは難しい内容も示されています。公会計化なんかは、余計に煩雑になることも考えられますし、穴水町が実施可能な内容を載せてほしいと思います。

松 尾 局 長 穴水町の実情に合うように、考えてみたいと思います、ありがとうございます。

教 育 長 次をお願いします。

松 尾 局 長 あなみずバイキング給食について、お願いします。日付は 2 月 2 4 日火曜日です。皆様方には、参加希望校、参加確認書をお手元にお配りしておりますが、ご都合はいかがでしょうか。

大 家 委 員 私はその日の午後に会議が入っています。

松 尾 局 長 2 時からの会議かと思いますので、バイキングを楽しんでから、出席いただければと思います。

大 家 委 員 そうしましたら、穴水小学校でお願いします。

小 豆 委 員 私は向洋小学校でお願いします。

山 崎 委 員 穴水中学校でお願いします。

小 林 委 員 穴水中学校でお願いします。

松 尾 局 長 繰り返します、穴水小学校に大家職務代理、向洋小学校に小豆委員、穴水中学校に小林委員、山崎委員、お願いいたします。

教 育 長 次をお願いします。

松 尾 局 長 6 番の資料、立志のつどいについてお願いします。前回の委員会で、激励のことばを無しにというご意見をいただきましたので、それを省きました確定版の実施要項をお配りしており

ます。開始時間は変わっておりません、よろしくお願いいたします。

次に 7 番目の資料をご確認ください。穴水町は選挙が続いておりますが、「教職員等の選挙運動の禁止等について」という通知になります、ご確認ください。教育公務員としては教育基本法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動等を行うことは禁止されています、とあります。これは学校にも改めて周知しております。下から 5 行目をご確認ください。さらに、教育委員会の教育長及び委員についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律および公職選挙法において、積極的に政治運動を行うこと及びその地位を利用して選挙運動を行うことは禁止されています、とございます。改めて言うまでもございませんが、こういう通知が来ましたのでご連絡させていただきました。

教 育 長 次をお願いします。

龍 池 次 長 2 月の行事予定についてをお願いします。

(詳細説明)

松 尾 局 長 最後に次回の定例教育委員会の日程について、ご都合等ございませんか。

大 家 委 員 2 6 日も会議が入っていますので、できれば 2 7 日か、前の週でお願いします。

松 尾 局 長 そうしましたら 2 7 日にお願いできますでしょうか。

小 林 委 員 大丈夫です。

教 育 長 では、2 月 2 7 日金曜日、午後 1 時 3 0 分からよろしくお願いいたします。

教 育 長 その他いかがでしょうか、よろしいですか。

以上で定例教育委員会を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

以 上

穴水町教育委員会会議規則（昭和 31 年教育委員会規則第 2 号）第 15 条第 2 項の規定により、署名する。

会議録署名員

教 育 委 員

教 育 委 員
